

**徳島県監査委員公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、平成23年度の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月20日

徳島県監査委員	福	永	義	和
同	西		正	二
同	片	山	隆	司
同	喜	多	宏	思
同	岡	田	理	絵

平成 23 年度

# 行政監査結果報告書

徳島県監査委員

# 目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の対象	1
1	監査対象事務及び選定理由	1
2	監査対象機関	1
3	実施時期	2
4	実施方法	2
5	着眼点	2
第3	公用車の状況	3
1	県全体の公用車の状況	3
(1)	公用車の台数について	3
(2)	使用実績について	4
(3)	職員数について	4
2	監査対象機関が所管する公用車の状況	5
(1)	公用車に関する規定等について	5
(2)	公用車の保有及び使用等について	5
(3)	公用車の管理及び安全対策について	9
(4)	監査対象機関の状況について	10
第4	監査の結果等	23
1	平成12年度行政監査結果のフォローアップ	23
2	監査の結果	25
(1)	使用日数について	25
(2)	車体の小型化及び省エネ化について	25
(3)	私有車運転許可について	26
(4)	鍵等の管理について	26
(5)	安全運転の確保について	26
第5	まとめ	27

## 第1 行政監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、経済性、効率性及び有効性の観点から行うものである。

## 第2 監査の対象

### 1 監査対象事務及び選定理由

監査対象事務は「公用車の使用及び管理について」とした。

公用車は、公務を効率的に遂行するため、県の機関に数多く配置されている。

その使用及び管理について、平成12年度行政監査の対象としてから10年以上が経過し、環境問題や厳しい財政状況等の社会経済情勢の変化に伴い、より一層の経済性や効率性が求められている。本県では、平成19年11月に策定した「とくしま未来創造プラン」（平成19年度から平成22年度の4年間）において、「公用車数の削減率の増大」を取組目標とし、計画的な削減がなされた。

そこで、公用車の使用及び管理が適正かつ効率的に行われているか、安全対策等が適切に行われているかなどについて、改めて検証する。

### 2 監査対象機関

次の選定基準に基づき、13機関を監査対象機関として選定した。（資料1）

（1）平成23年5月末日現在で20台以上の公用車を所管する所属

（バス、特殊車、特殊自動車、原付及び公安委員会が所管する車両を除く）

（2）平成22年度の使用実績が100日以下の車両が5台以上あった所属

資料1 監査対象機関

監査対象機関			公用車の台数 (平成23年5月31日現在)
企画総務部 管財課			29
企画総務部 東部県税局		徳島庁舎	19
保健福祉部 東部保健福祉局		徳島保健所庁舎	20
農林水産部 東部農林水産局		徳島庁舎	44
県土整備部 東部県土整備局		徳島庁舎	60
南部総合県民局	企画振興部	阿南庁舎	9
	保健福祉環境部	阿南庁舎	21
	農林水産部	美波庁舎	26
	県土整備部	阿南庁舎	23
西部総合県民局	農林水産部	三好庁舎	20
	県土整備部	美馬庁舎	21
		三好庁舎	20
企業局総務課			23
13機関			335台

※バス、特殊車、特殊自動車、原付を除く。

### 3 実施時期

平成23年5月から平成24年2月までの間に実施した。

### 4 実施方法

監査対象機関から提出された監査調書等に基づき、監査委員が監査を実施した。

### 5 着眼点

次に掲げる項目を着眼点とした。

#### (1) 公用車の保有及び使用について

ア 効率的に使用されているか。

- ・ 公用車の配置台数及び使用実績
- ・ 使用日数の少ない公用車への対応方針等

イ 実状を踏まえた適切な配置や更新がなされているか。

- ・ 職員数の推移
- ・ 公用車台数の推移
- ・ 車体の小型化及び省エネ化の状況
- ・ 私有車使用の状況

#### (2) 公用車の管理について

ア 運行管理や保管は適正、効率的に行われているか。

- ・ 経費の支出状況、契約方法
- ・ 鍵や車両の管理方法
- ・ 適正管理への取組状況

イ 点検、整備等は適切に行われているか。

- ・ 整備管理者等の選任状況

#### (3) 安全対策について

ア 事故防止及び事故処理の対策は適切に行われているか。

- ・ 事故及び経費の状況
- ・ 安全運転への取組状況

### 第3 公用車の状況

#### 1 県全体の公用車の状況

##### (1) 公用車の台数について

県に存在する公用車には、徳島県県有車両管理規則（昭和42年徳島県規則第36号。以下「県有車両管理規則」という。）第2条第12号に定める「県有車両」、徳島県企業局車両管理規程（昭和45年徳島県企業管理規程第3号。以下「企業局車両管理規程」という。）第2条第6号に定める「局有車両」、徳島県病院局車両管理規程（平成17年徳島県病院局管理規程第11号。以下「病院局車両管理規程」という。）第2条第4号に定める「局有車両」及び徳島県警察車両管理規程（昭和50年本部訓令第6号。以下「警察車両管理規程」という。）第1条に定める「車両」がある。

このうち、公安委員会を除く台数を調査した結果は、資料2のとおりである。

資料2 県全体の公用車台数一覧

(単位：台)

所属	種別 台数	乗合 自動車	普通車		小型車		特殊車		特殊 自動車	軽四輪		原付
			乗用	貨物	乗用	貨物	大型	小型		乗用	貨物	
知事部局等	899	11	58	27	159	391	1	18	41	80	97	16
企業局	27		1	1	7	9		4		2	3	
病院局	10		1		6	1			1	1		
合計	936	11	60	28	172	401	1	22	42	83	100	16

※平成23年3月31日現在。

県では、平成19年11月に策定した「とくしま未来創造プラン」（平成19年度から平成22年度の4年間）において、「公用車数の削減率の増大」を取組目標とし計画的な削減が進められてきた。

その結果、企業局、病院局及び公安委員会を除く平成18年度当初の保有台数が1,076台であったものが、平成22年度末には899台となっており、削減台数は177台、率にして16.4%となっている。

資料3 平成18年度から平成22年度までの台数の推移 (単位：台)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1,076	1,029	974	934	899

※各年度3月31日現在。ただし、18年度のみ4月1日現在。

## (2) 使用実績について

平成22年度に存在した公用車（公安委員会を除く。）の使用実績を照会した結果は、資料4のとおりである。平成22年度の平均日数は157日、平成22年度の開庁日であった243日で除算した稼働率は、64.6%となっている。

資料4 県全体の使用日数等

(単位：台，日，Km)

所 属	台数	使用日数	年間走行距離	平均日数	1日当たりの 平均走行距離
	a	b	c	b/a	c/b
知事部局	757	119,512	6,664,248	158	55.8
各種委員会等	59	8,633	446,959	146	51.8
所属 計	816	128,145	7,111,207	157	55.5

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中に保管転換等された車両を除く。

## (3) 職員数について

平成19年度から平成23年度までの県全体の職員数の推移は、資料5のとおりである。

資料5 過去5年間の県職員数の推移

(単位：人)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
部門					
一般行政部門	3,561	3,430	3,346	3,292	3,248
特別行政部門（教育，警察）	9,669	9,500	9,388	9,396	9,345
公営企業等会計部門（病院，その他）	944	944	953	992	1,044
合計	14,174	13,874	13,687	13,680	13,637

※出典「徳島県人事行政の運営等の状況」

※各年度4月1日現在。

## 2 監査対象機関が所管する公用車の状況

### (1) 公用車に関する規定等について

県有車両を保有する知事部局においては、県有車両管理規則により管理等を行っている。また、南部総合県民局では独自に「公用車管理運用方針」を作成している部がある。企業局においては、企業局車両管理規程により局有車両の管理等を行っている。

### (2) 公用車の保有及び使用等について

#### ア 保有状況

今回の監査対象機関の公用車台数の推移は資料6のとおりであり、全体的に減少傾向となっている。

資料6 平成19年度から平成23年度までの台数の推移

監 査 対 象 機 関	台 数			
	平成23年5月 a	平成20年3月 b	増減 a-b	増減率 a/b
管財課	29	29	0	100%
東部県税局徳島庁舎	19	18	1	106%
東部保健福祉局徳島保健所庁舎	20	24	-4	83%
東部農林水産局徳島庁舎	44	47	-3	94%
東部県土整備局徳島庁舎	60	75	-15	80%
南部総合県民局				
企画振興部阿南庁舎	9	10	-1	90%
保健福祉環境部阿南庁舎	21	27	-6	78%
農林水産部美波庁舎	26	31	-5	84%
県土整備部阿南庁舎	23	27	-4	85%
西部総合県民局				
農林水産部三好庁舎	20	24	-4	83%
県土整備部美馬庁舎	21	23	-2	91%
県土整備部三好庁舎	20	21	-1	95%
企業局総務課	23	23	0	100%
13機関	335	379	-44	88%

※バス，特殊車，特殊自動車，原付除く。



監査対象機関の公用車保有年数の状況は、資料7のとおりである。

保有年数が「5年以上10年未満」のものが60%を占めている。次いで、「10年以上15年未満」が20%、「5年未満」が19%であった。

資料7 保有年数別台数

監査対象機関	5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上		合 計	
	台	%	台	%	台	%	台	%	台	%
管財課	5	17	20	69	4	14	0	0	29	100
東部県税局徳島庁舎	3	16	10	53	6	32	0	0	19	100
東部保健福祉局徳島保健所庁舎	4	20	13	65	3	15	0	0	20	100
東部農林水産局徳島庁舎	10	23	26	59	8	18	0	0	44	100
東部県土整備局徳島庁舎	8	13	37	62	15	25	0	0	60	100
南部総合県民局										
企画振興部阿南庁舎	1	11	5	56	3	33	0	0	9	100
保健福祉環境部阿南庁舎	3	14	13	62	5	24	0	0	21	100
農林水産部美波庁舎	3	12	20	77	3	12	0	0	26	100
県土整備部阿南庁舎	3	13	10	43	10	43	0	0	23	100
西部総合県民局										
農林水産部三好庁舎	2	10	17	85	1	5	0	0	20	100
県土整備部美馬庁舎	5	24	12	57	4	19	0	0	21	100
県土整備部三好庁舎	6	30	10	50	4	20	0	0	20	100
企業局総務課	12	52	9	39	2	9	0	0	23	100
計	65	19	202	60	68	20	0	0	335	100

※バス，特殊車，特殊車両，原付除く。

※平成23年5月31日現在。

※各監査対象機関の構成比は，端数処理の関係上合計と一致しない。

## イ 使用実績

平成22年度に存在した公用車の使用実績を調査した結果は、資料8のとおりである。平成22年度の平均日数は163日、平成22年度の開庁日であった243日で除算した稼働率は67.0%となっており、いずれも県全体の平均を上回っている。

資料8

(単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
331	54,014	2,954,059	163	54.7

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

## ウ 車体の小型化及び省エネ化

県では、公用車の導入について「徳島県グリーン調達等推進方針」を受けて「公用車導入要領」（以下「要領」という。）を制定している。

この中で、「導入する自動車に必要な機能を検討する」こととしており、排気量や走行距離，積載量等を検討することとなっている。

要領に規定する必要な機能の検討等については、次のとおりである。

### 1 趣旨

「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」及びこれに規定するグリーン調達等を推進するための徳島県グリーン調達等推進方針に示す自動車の導入は、この要領に基づき行うものとする。

### 2 導入手順

(1) 導入する自動車に必要な機能を検討する。

- ・排気量をより小さいものにできないか。

(たとえば、軽自動車以外は排気量を全体的に200cc下げる。)

- ・走行距離，積載量は最大どのくらい必要か。
- ・登坂能力，悪路走行能力は通常以上に必要か。
- ・特殊な用途に用いるものかどうか。

## エ 私有車の公務使用

私有車の公務使用については、「私有車の公務使用に関する要綱」（以下「要綱」という。）により、一定の制限を設けるとともに、私有車運転許可の基準が明記されており、限定的に認められるものである。

要綱に規定する私有車運転許可等については、次のとおりである。

（私有車運転登録の申請）

第4条 私有車を公務の遂行のために運転しようとする職員は、あらかじめ私有車運転登録申請書を所属長に提出し、その登録を受けなければならない。

（私有車運転許可）

第8条 第4条の規定による登録のほか、職員は、旅行命令を受けて旅行する場合において私有車を運転しようとするときは、出張伺いの備考欄（中略）に（中略）私有車運転者登録名簿の登録番号及び私有車を使用しなければならない理由を記載して、その許可を受けなければならない。

（私有車運転許可の基準）

第9条 出張命令権者は、前条に規定する許可の申請があったときは、その内容が次の各号に定める要件を備えていると認めるときに限り、前条の許可をすることができる。ただし、災害その他の緊急事態の発生により人命又は公益を保護するために必要がある場合は、この限りでない。

- （1）通常交通機関を使用した場合においては、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であること。
- （2）当該車両について県有車両を使用できないこと。ただし、週休日、休日開催されるイベント及び会議等に自宅から出張する場合等、所属長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- （3）公務の能率的遂行のために私有車の使用が必要であること。
- （4）最も経済的な通常の運行経路及び通常の運行状態における運行時間が1日について4時間をこえず、かつ運行距離が1日について200キロメートルをこえない県内旅行（所管区域又は管轄区域が県外の市町村の区域に隣接する出先機関にあっては当該隣接する県外の市町村の区域への旅行を含む。）であること。

監査対象機関の私有車運転許可の回数については、資料9のとおりである。

## 資料9

監査対象機関		回数
企画総務部	管財課	13
	東部県税局徳島庁舎	119
保健福祉部	東部保健福祉局徳島保健所庁舎	73
農林水産部	東部農林水産局徳島庁舎	198
県土整備部	東部県土整備局徳島庁舎	382
南部総合県民局	企画振興部阿南庁舎	158
	保健福祉環境部阿南庁舎	621
	農林水産部美波庁舎	845
	県土整備部阿南庁舎	584
西部総合県民局	農林水産部三好庁舎	517
	県土整備部美馬庁舎	586
	県土整備部三好庁舎	339
企業局	企業局総務課	715

## (3) 公用車の管理及び安全対策について

県有車両は、県有車両管理規則第3条により「課長等は、管理する県有車両について、常に有効適切な運用を図り、善良な管理者の注意をもって、良好な維持保全に努めなければならない。」と規定され、局有車両についても、企業局車両管理規程第3条により同内容が規定されている。

また、公用車の安全運転対策については、道路交通法第74条の3に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者又は県有車両管理規則及び企業局車両管理規程に規定する安全運転管理補助者（以下「安全運転管理者等」という。）が選任され、その職務を遂行することとなっている。

各監査対象機関では、安全運転管理者等を適切に選任し、職員に対し安全運転講習会等を開催していた。

#### (4) 監査対象機関の状況について

各監査対象機関ごとの状況については、次のとおりである。

##### ア 管財課

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料10のとおりである。

資料10 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
16	0	9	4	0	0	29

また、過去5年間の職員数の推移は、資料11のとおりである。

資料11 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	41	41	43	41	36
臨時職員	1	1	0	3	1
非常勤職員	4	4	3	4	11
合計	46	46	46	48	48

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料12のとおりである。

資料12 使用日数等 (単位：台、日、Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
28	5,683	335,387	203	59.0

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

イ 東部県税局徳島庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料13のとおりである。

資料13 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
1	0	1	2	15	0	19

また、過去5年間の職員数の推移は、資料14のとおりである。

資料14 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	53 〈5〉 [5]	66 〈12〉 [3]	64 〈13〉 [1]	61 〈12〉 [1]	62 〈11〉 [1]
臨時職員	4	2	3	3	2
非常勤職員	2	1	1	1	2
合計	59 〈5〉 [5]	69 〈12〉 [3]	68 〈13〉 [1]	65 〈12〉 [1]	66 〈11〉 [1]

※ 〈 〉 は他所属への兼務職員で内数である

※ [ ] は他所属からの兼務職員で外数である

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料15のとおりである。

資料15 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
19	2,194	76,623	115	34.9

※バス，特殊車，特殊自動車，原付を除く。

ウ 東部保健福祉局徳島保健所庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料16のとおりである。

資料16 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
2	0	3	2	5	8	20

また、過去5年間の職員数の推移は、資料17のとおりである。

資料17 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	74	65	62	63	62
臨時職員	9	2	2	2	4
非常勤職員	16	17	17	23	24
合計	99	84	81	88	90

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料18のとおりである。

資料18 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
21	3,060	114,226	146	37.3

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

エ 東部農林水産局徳島庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料19のとおりである。

資料19 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
0	0	9	35	0	0	44

また、過去5年間の職員数の推移は、資料20のとおりである。

資料20 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	99	103	96	92	88
臨時職員	6	2	6	3	2
非常勤職員	35	33	34	14	17
合計	140	138	136	109	107

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料21のとおりである。

資料21 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
44	6,491	306,297	148	47.2

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。



オ 東部県土整備局徳島庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料22のとおりである。

資料22 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
1	3	2	36	1	17	60

また、過去5年間の職員数の推移は、資料23のとおりである。

資料23 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	178	172	165	158	146
臨時職員	9	4	2	2	3
非常勤職員	44	42	43	39	31
合計	231	218	210	199	180

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料24のとおりである。

資料24 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
58	11,276	563,401	194	50.0

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

カ 南部総合県民局企画振興部阿南庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料25のとおりである。

資料25 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
0	0	2	1	5	1	9

また、過去5年間の職員数の推移は、資料26のとおりである。

資料26 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	31	30	26	26	26
臨時職員	3	3	1	1	1
非常勤職員	2	2	2	1	2
合計	36	35	29	28	29

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料27のとおりである。

資料27 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
9	1,015	63,870	113	62.9

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

キ 南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料28のとおりである。

資料28

(単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
1	0	5	6	4	5	21

また、過去5年間の職員数の推移は、資料29のとおりである。

資料29 過去5年間の職員数の推移

(単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	55	47	46	46	46
臨時職員	3	2	3	5	2
非常勤職員	27	24	24	28	40
合計	85	73	73	79	88

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料30のとおりである。

資料30 使用日数等

(単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
21	3,193	160,332	152	50.2

※バス，特殊車，特殊自動車，原付を除く。

ク 南部総合県民局農林水産部美波庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料31のとおりである。

資料31 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
0	0	10	15	0	1	26

また、過去5年間の職員数の推移は、資料32のとおりである。

資料32 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	65	62	58	54	56
	<19> [5]	<18> [5]	<17> [5]	<17> [1]	<17> [1]
臨時職員	4<1>	0	2<0>	0	0
非常勤職員	40<17>	36<15>	36<15>	5<0>	10<1>
合計	109	98	96	59	66
	<37> [5]	<33> [5]	<32> [5]	<17> [1]	<18> [1]

※ 〈 〉 は那賀林務庁舎職員で内数である

※ [ ] は兼務職員で内数である

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料33のとおりである。

資料33 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
27	3,909	299,478	145	76.6

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

ケ 南部総合県民局県土整備部阿南庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料34のとおりである。

資料34 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
0	1	1	19	1	1	23

また、過去5年間の職員数の推移は、資料35のとおりである。

資料35 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	69	66	62	58	50
臨時職員	5	2	1	1	1
非常勤職員	27	27	26	25	27
合計	101	95	89	84	78

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料36のとおりである。

資料36 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
23	3,872	193,931	168	50.1

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

コ 西部総合県民局農林水産部三好庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料37のとおりである。

資料37 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
0	0	5	15	0	0	20

また、過去5年間の職員数の推移は、資料38のとおりである。

資料38 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	53	50	48	45	44
臨時職員	1	0	1	2	0
非常勤職員	18	17	16	2	5
合計	72	67	65	49	49

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料39のとおりである。

資料39 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
18	2,700	174,990	150	64.8

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

サ 西部総合県民局県土整備部美馬庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料40のとおりである。

資料40 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
0	3	1	10	0	7	21

また、過去5年間の職員数の推移は、資料41のとおりである。

資料41 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	62	59	56	55	55
臨時職員	4	1	0	0	0
非常勤職員	11	9	9	10	7
合計	77	69	65	65	62

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料42のとおりである。

資料42 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
20	3,470	216,386	174	62.4

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

シ 西部総合県民局県土整備部三好庁舎

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料43のとおりである。

資料43 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
0	2	1	13	1	3	20

また、過去5年間の職員数の推移は、資料44のとおりである。

資料44 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	72	68	66	63	55
臨時職員	2	0	1	1	1
非常勤職員	9	7	9	8	6
合計	83	75	76	72	62

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料45のとおりである。

資料45 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
20	4,058	283,922	203	70.0

※バス，特殊車，特殊自動車，原付を除く。



## ス 企業局

平成23年5月31日現在での公用車の車種別は、資料46のとおりである。

資料46 (単位：台)

普通車		小型車		軽四輪		計
乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
1	1	7	9	2	3	23

また、過去5年間の職員数の推移は、資料47のとおりである。

資料47 過去5年間の職員数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般職員	118	111	111	110	108
臨時職員	5	5	7	4	5
非常勤職員	16	16	16	16	16
合計	139	132	134	130	129

平成22年度の公用車の使用日数等は、資料48のとおりである。

資料48 使用日数等 (単位：台，日，Km)

台数	使用日数	年間 走行距離	平均日数	1日当たりの平均 走行距離
a	b	c	b/a	c/b
23	3,093	165,216	134	53.4

※バス，特殊車，特殊自動車，原付及び年度途中で保管転換等された車両を除く。

## 第4 監査の結果等

### 1 平成12年度行政監査結果のフォローアップ

平成12年度行政監査結果報告に対する主な監査対象機関の対応状況等については、資料49のとおりであり、概ね適切な対応がなされている。

資料49 平成12年度行政監査結果報告に対する対応状況等

平成12年度行政監査結果報告	措置状況等
<p>徳島県県有車両管理規則の運用では、県有車両を共用できる範囲は、原則として、本庁の同一部内としているが、対象を他部局間や出先機関にも広げるよう検討されたい。(管財課)</p>	<p>徳島県用度事業特別会計規則を改正し、平成16年度から、共用車の配車要求できる麻の範囲を、徳島市内から全県に拡大し、利用の拡大に努めている。</p> <p>平成22年度から開始された(庁内LANシステムである)JoruriGwの施設予約システムでは、課が所管する車両の予約スケジュールを管理することができるようになった。このシステムでは、他課に、その車両を予約可能とする権限、あるいは予約状況を照会する権限を付与することが可能となり、より効率的な利用を進めている。</p> <p>なお、他部局間への拡大については、車両管理や事故対応、国庫補助車両の共用等の問題点について検討を行っている。</p>
<p>公用車を庁舎ごとや部局別に集中管理することの是非について検討されたい。(管財課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業課における業務の特殊性や緊急性等により集中管理になじまない部門があること。また、出先機関では地域特性により集中管理が困難なことがあること。</li> <li>・購入財源が国庫補助金の車両で、使用目的に制限を受ける場合があること</li> </ul> <p>等が考えられる。</p> <p>効率的な運用を行えるよう、引き続き検討する。</p>
<p>普通自動車と小型自動車の更新基準については、平成12年度に見直されているところであるが、軽自動車については、従来そのままとなっているので、更新基準の見直しを検討されたい。</p> <p>また、「年数若しくは走行距離」を基準としている更新基準の定め方そのものについても併せて検討されたい。(管財課)</p>	<p>軽自動車の性能が向上していることから、更新年限及び走行距離の見直しを行い、平成19年4月から改正した更新基準を適用している。</p> <p>更新基準に到達していても、車両の整備状況が良好で安全な運行に支障が無いと管財課長が認める車両については継続して使用し、更新サイクルを延長している。</p>
<p>本県では、公用車のうち貸出自動車しか任意保険に加入していないが、任意保険の全車加入に向けて検討されたい。(管財課)</p>	<p>対物任意保険は平成14年2月から、対人任意保険は平成19年6月から、全車加入している。</p>

<p>使用日数の少ない公用車があるなど,改善を要するものがある。 (東部保健福祉局徳島保健所庁舎)</p>	<p>公用車削減計画等により,平成12年度に29台保有していた公用車が,平成23年度には21台(特殊自動車含む)となっている。 運用については,担当ごとに適正管理に努めるとともに,6台を庁舎内で共用できるようにし,公用車の集中管理及び効率的運用を図っている。 また,各担当間においても,相互に使用できるものとし,庁舎内の他部局間でも,必要に応じて,使用を認めることとして,公用車の有効活用に努めている。</p>
<p>駐車場について検討を要するものがある。 (東部保健福祉局徳島保健所庁舎)</p>	<p>駐車場については,職員用の駐車スペースについて見直しを行い,出入りの多い庁舎北側の駐車場を外来用とし,50台分のスペースを確保している。 また,公用車については,盗難防止のため,地下に駐車場を確保し,緊急体制で出られるように,入口に近い位置に配置している。</p>

## 2 監査の結果

今回の監査の結果は、次のとおりであった。

なお、この報告書を取りまとめるまでに改善等がなされた場合においても記載している。

### (1) 使用日数について

監査対象となった公用車は合計335台であり、このうち年度途中で保管転換等のあった車両を除いた車両の平均使用日数は163日であった。これは、県全体の公用車の平均使用日数である157日よりも多くなっている。

しかし、個別にみると、使用日数が100日未満と県全体の平均日数の6割程度しかないものが46台あったほか、使用日数の最も少ない公用車は24日、最も多い公用車は328日と個々に大きな差が見受けられた。

このうち、使用日数が少ない車両についてその理由を聴取したところ、「緊急時のために待機しておく必要があるため」、「道路維持作業等特殊な用途に用いるため」等、やむを得ない事情のものも認められた。

しかし、それ以外の場合は、使用日数の少ない車両の使用状況を把握し、使用日数の向上を検討する必要がある。また、使用日数の向上が見込めない場合は、今後の必要性を勘案した上で、減車についても検討する必要がある。

### (2) 車体の小型化及び省エネ化について

各監査対象機関は、前記の要領により導入車種等を検討することとなっており、小回り等利便性やコスト軽減あるいは環境負荷低減の観点から、軽自動車や低公害車を導入している事例があった。

しかし、現在保有している公用車の車種について、軽自動車が全くない所属が複数存在した。その理由については、山間部や未舗装道路を通行しなければならなかったり、荷物を積載する貨物スペースが必要であるとのことで、業務の内容や地域性によっては一定以上の排気量や車体が必要である場合も認められた。

一方、公用車を保持するためには、購入費のみならず維持管理経費が必ず発生するものである。車体購入費や維持管理経費の節減等の観点から、現在の使用状況や使用目的等を検証し、業務の遂行上支障がない車両は、小型化や省エネ化について検討をする必要がある。

### (3) 私有車運転許可について

公務の私有車使用について、各監査対象機関ともに、要綱第9条に定める許可要件に基づき判断し許可しているとのことであった。その回数は前記のとおり非常に多くなっている所属があったが、業務の内容や事務所の所在地によっては、公務の能率的遂行のために私有車を使用することはやむを得ない事情が認められた。

一方、要綱では、私有車使用は極めて限定的に認められたものであり、万一、交通事故が発生した場合、当該私有車にかかる強制保険や任意保険の保険金等によっててん補できる損害については、職員が損害を賠償することとなる。

出張命令権者は、これらの点を勘案し、私有車運転許可について今後も厳密な判断を行う必要がある。

### (4) 鍵等の管理について

公用車の鍵等の管理状況を調査したところ、管理職等が鍵や県有車両使用簿を一括管理している所属がある一方で、業務や庁舎管理上等の事情により、課ごとや担当ごとに管理している所属があった。

公用車の鍵等の管理については、稼働率の向上や不適切使用の予防等の観点から一括管理が最適であるが、様々な事情によりそれが困難である場合であっても、これまで以上に厳密な管理方法について検討する必要がある。

### (5) 安全運転の確保について

各監査対象機関では安全運転講習会等を開催し、これに加えて適時啓発を行ったり、私費でアルコールチェッカーを設置するなど、それぞれ安全運転に対する取組を行っていたが、一部の所属では交通事故が発生していた。

交通事故は、県に財政的な損害を与えるばかりでなく、県政に対する信頼を失墜させるおそれがあるため、交通事故が発生している所属はもちろん、公用車を保有又は私有車を公務使用する所属において、安全運転を徹底する必要がある。

## 第5 まとめ

今回の監査においては、各監査対象機関で、公用車が概ね適切に使用及び管理されていることが確認でき、また、平成12年度行政監査結果に対する対応についても概ね適切になされていたことが認められた。

しかしながら、この10年間で社会経済情勢が大きく変化したことで公用車を取り巻く状況も変化し、今まで以上に効率的に使用及び管理する必要がある。

今後も、公用車の保有と管理について、経済性、効率性の観点から、利用実態や業務内容に加え、取り巻く環境等の変化に対応した最適な状態が保持されているか、また、使用に当たっても、経済性、効率性が徹底できているか、常に検討がなされるよう期待するものである。